



2020春季生活闘争 私たちが未来を変える!

すべての労働者の『底上げ』『底支え』『格差是正』と働き方の見直しで!

2020 春季生活闘争の取り組みとして、連合本部は3月3日「2020春季生活闘争・政策制度要求実現3.3 デジタル集会」を開催しました。本集会は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、連合初の試みとして、インターネット上のライブ配信で行われました。

集会冒頭神津会長は、今乗り越えるべき危機は2つあると指摘し「1つ目は命と健康の危機で、喫緊の課題は新型コロナウイルス

感染拡大阻止である。連合は働く者の声をとりまとめ、早急に政府要請等を展開していく」とし、続いて「将来世代に確固たる日本を引き継いでいけるか」と2つ目の危機を投げかけ、「こうした状況だからこそ、賃上げをはじめとした労働条件改善、春季生活闘争の営みの重要性が増している。働く者の活力と人への投資がなければ日本の危機を乗り越えることはできない。何としても底上げ・底支え・格差是正を

実現しよう」と強く訴えかけました。その後、5つの部門別共闘連絡会議の代表者から、回答引き出しに向けた熱い決意表明が行われました。

連合山口でも3月7日に予定していた「2020春季生活闘争勝利決起集会」の開催を取り止めましたが、春闘勝利への士気を高めるため、構成組織に向けて檄文を発信しました。

(連合本部デジタル集会は、連合ホームページで配信中)

檄

二〇二〇春季生活闘争勝利に向けて
組織の総力を結集し最後の最後まで闘い抜こう!

現在、すべての組合は、「私たちが未来を変える! すべての労働者の『底上げ』『底支え』『格差是正』と働き方の見直しで!」という二〇二〇春季生活闘争スローガンのもと、月例賃金にこだわり、自らのめざす「賃金水準」への到達と企業内の賃金のセーフティネット構築にむけて、精力的に交渉を進めている。

特に、「経済の自律的成長」と「社会の持続性」を実現していくためには、日本の屋台骨を支える中小企業で働く労働者と有期・短時間・契約などで働く者の賃金を引き上げていくことが不可欠である。

すべての働く者の健康と安全を守るのは当然のことだが、日本に蔓延する言いようのない閉塞感を打破し、未来への基盤を創っていくためには、分配構造を転換し、すべての労働者の処遇改善を実現しなければならぬ。

二〇二〇春季生活闘争はいよいよヤマ場を迎える。労使は社会的責務を果たすためにも答えを出す時である。

すべての労働者への「人への投資」こそが、職場の、企業の、そして日本の未来を創る。この断固たる決意をもって、組織の総力を結集し、最後の最後まで、ともに闘おう!

二〇二〇年三月「二〇二〇春季生活闘争」

日本労働組合総連合会山口県連合会

会長 伊藤 正則

同一労働同一賃金の法整備を理解しよう (パート・有期雇用労働者)

2020年4月1日※より、同一企業で働く正社員と、パート労働者や有期雇用労働者などのいわゆる非正規雇用の方との間の不合理な待遇差をなくするためのルールが新設・強化されることになりました。(※中小企業は2021年4月1日から)
今回整備される主なルールは、以下の3つになります。



1. 雇用形態の違いによる不合理な待遇差の禁止規定の整備

今までバラバラだった法律を一本化し、雇用形態にかかわらずの均衡待遇と均等待遇の共通ルールが整備されました。

均衡待遇

賃金や一時金、手当といった1つ1つの待遇ごとに、①職務内容、②職務内容・配置の変更範囲、③その他の事情の3つの考慮要素を踏まえ、不合理な待遇差を禁止

均等待遇

①職務内容、②職務内容・配置の変更範囲の2つの考慮要素が同じ場合は、すべての待遇について差別的取扱い禁止



Check!
考慮要素の
具体的な内容とは？

- ① 職務の内容……業務の内容・責任の程度
- ② 職務の内容及び配置の変更範囲……転勤、昇進、人事異動など
- ③ その他の事情……合理的な労使の慣行などの諸事情

また、正社員とパート・有期雇用労働者との待遇差が不合理であるかは、待遇全体の比較ではなく、1つ1つの待遇ごとに性質・目的に照らして判断することも明確化されました。



2. 同一労働同一賃金のガイドラインの策定

法整備と合わせて、基本給や手当、福利厚生などの1つ1つの待遇について、どのような待遇差が不合理であるかの基本的な考え方を示した「同一労働同一賃金ガイドライン」が策定されました。(詳しくは厚生労働省のHPをご覧ください)

3. 待遇に関する説明義務の強化

パート・有期雇用労働者は、事業主に対して「正社員との待遇差の内容や理由」など、自分の待遇がどう決定されているかについて説明を求めることができるようになりました。



経営4団体、山口労働局へ“春の要請行動”を実施

— 労使・労働行政に課せられた社会的責任を果たそう —



経営4団体
への要請行動

【経営4団体に対する要請項目】

1. 「底上げ」「底支え」「格差是正」の取り組みの強化と「賃金水準」の重視について
2. 中小企業の賃金引き上げに不可欠な公正な取引関係の実現について
3. 働き方改革関連法について
4. 健全な企業経営と良好な労使関係の構築について

【山口労働局に対する要請項目】

1. 働き方改革関連法について
 - ①同一労働同一賃金の取り組みについて
 - ②36協定の確実・適正な締結について
2. 就職時の労働条件をめぐるトラブル防止に向けて
3. 最低賃金法違反の防止について
4. 公正な取引関係の実現について

連合山口は、春季生活闘争の取り組みの一環として行っている「春の要請行動」を、今年も山口県内経営4団体（経営者協会・商工会議所連合会・商工会連合会・中小企業団体中央会）と山口労働局に対して実施しました。

経営4団体には、3月3日（火）に、山口県経営者協会にて、伊藤会長が各団体の代表に要請書を手交し、「分配構造の転換につ

ながり得る賃上げに取り組み『経済の自律的成長』と『社会の持続性』の実現をめざすとともに、『すべての労働者の立場にたった働き方』の実現に向けた取り組みを広く社会に浸透させていくこと」などの考えのもと策定した4項目の主旨に理解を求めました。

山口労働局への要請は、新型コロナウイルス感染症の影響から、事務局に要請書の提出のみを行いました。

新型コロナウイルス感染症について

こんな方はご注意ください

次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている（解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます）

強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある

※ **高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合**

センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介します。マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

「帰国者・接触者相談センター」はすべての都道府県で設置しています。詳しくは以下のURLまたはQRコードからご覧いただけます。



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

山口県の相談窓口

○感染等に関する相談（帰国者・接触者相談センター）

<相談時間：平日の9時から17時まで>

- ※1 緊急を要する症状がある場合は、保健所で、土日を含めて24時間対応します。
- ※2 下関市民の方は、下関市立下関保健所で、土曜日・日曜日・祝日を含め、9時から21時まで対応します。
- ※3 県健康増進課は、土曜日・日曜日・祝日を含め、9時から17時まで対応します。

窓 口	電話番号
岩国健康福祉センター	0827-29-1523
柳井健康福祉センター	0820-22-3631
周南健康福祉センター	0834-33-6423
山口健康福祉センター	083-934-2533
山口健康福祉センター-防府支所	0835-22-3740
宇部健康福祉センター	0836-31-3203
※1 長門健康福祉センター	0837-22-2811
萩健康福祉センター	0838-25-2667
下関市立下関保健所 ※2	083-250-7778
県健康増進課 ※3	083-933-3502 083-933-2969 (FAX)

地協便り

県央地域協議会から

～ 2020春の要請行動～



連合山口は、2020春季生活闘争において、分配構造の転換につながり得る賃上げに取り組み、「経済の自律的成長」と「社会の持続性」の実現をめざし、すべての働く者の処遇改善と働き方の見直しなどを方針に掲げ運動を進めています。こうした取り組みの一環として、県央地協では、3月2日（月）、5日（木）に防府地区会議、3月9日（月）



に山口地区会議、3月12日（木）に周南地区会議で労働基準監督署・ハローワーク・商工会議所に2020春の要請行動を行ないました。

- 「底上げ」「底支え」「格差是正」の取り組みの強化と「賃金水準」の重視について
- 中小企業の賃金引上げに不可欠な公正な取引関係の実現について

- 働き方改革関連法について
- 健全な企業経営と良好な労使関係の構築について
- 働き方改革関連法について
- 就職時の労働条件をめぐるトラブル防止に向けて
- 最低賃金法違反の防止について
- 公正な取引関係の実現について

3月5日（木）以降は新型コロナウイルス感染防止対策により、濃厚接触を避けるため多数での要請行動は中止し、事務局2名による要請行動を実施しました。

時間短縮等ありましたが、要請行動に対して、丁寧且つ、真摯にご対応いただきました。

— 県央地協：山根事務局長 —

労働相談事案コーナー

【相談内容】

相談者：製造業正規社員の母親より

息子が何社か受験してやっと正社員で採用されたが、「3か月間は試用期間」となっているようです。注意力が散漫な所があるので、会社の仕事をミスしたりして本採用にならずに辞めさせられないかと心配です。どのような点に注意したら良いものを教えてください。

回答



試用期間中と言えども身分は正社員には違いはありません。当然、会社は試用期間中に適正かどうかの評価の機会を設け、必要に応じて指導や教育を行うなど改善の機会を与える対処もします。従って、質問のようにミスをしたからすぐに解雇と言うことは、

通常はあり得ません。

ただ、●勤務態度が極めて悪い、●正当な理由なく遅刻・欠勤を繰り返す、●本人の履歴に重大な虚偽があった場合などは解雇理由とされるケースもありますので、ご子息への注意点としては、●会社の規則をしっかり守り、●上司や先輩の指導を真摯に聞き、誠実に仕事に取り組まれることを助言します。

連合なんでも労働相談ホットライン

自分の働き方ってどうなの？と少しでも疑問や不安に思ったらぜひご連絡ください。

秘密厳守!



ひとりで悩まず、まずは連合山口に相談してみませんか？



秘密は厳守します 相談は無料です 携帯・スマホOK

～ 連合山口のホームページからでも相談できます～

連合なんでも労働相談ホットライン

いこうよ れんごうに

0120-154-052

受付時間 平日10:00～16:00

★ 連合なんでも労働相談ホットラインは常設です。

★ 電話を掛けた地域の連合の事務所につながります。

地協連絡先

● 県央地域協議会

〒745-0045 周南市徳山港町1-1
TEL: 0834 (21) 0768 FAX: 0834 (21) 0290

● 東部地域協議会

〒740-0013 岩国市桂町2-6-1 こども館内
TEL: 0827 (22) 0160 FAX: 0827 (22) 0161

● 西部地域協議会

〒750-0001 下関市幸町8-16 下関市勤労福祉会館内
TEL: 083 (222) 0869 FAX: 083 (223) 9428

● 中部地域協議会

〒753-0078 山口市緑町3-29 労福協会館3階
TEL: 083 (902) 1811 FAX: 083 (932) 1131

[連合山口QRコード]



連合山口 検索

<http://rengouy.com/>